

「職員の金融取引等に関する特則」の制定等について

2006年9月29日

日本銀行

日本銀行では、「役員の金融取引等に関する内部規程等の見直しに関する諮問会議」から提出された答申に基づき、本日、「職員の金融取引等に関する特則」を別紙1のとおり制定するとともに、「日本銀行員の心得」を別紙2のとおり改正し、本年10月10日から実施することとしました。

以上

本件に関する照会先

日本銀行総務人事局 03-3277-2055